

飲食業 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和 2年 5月 20日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

1 三密を徹底的に回避します。

- (1) 毎時の換気（網戸などを用いた衛生管理に考慮した換気）
- (2) 一定数以上の入場制限（屋外でお待ちいただきます。行列は社会的距離（およそ2mの間隔）をもって。）
- (3) 座席を工夫し密にならない環境整備
 - ・ アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ 座席の間隔を十分に開ける。
 - ・ 対面での配置（真正面となる配置）は避ける。
 - ・ 同一方向を向く配置とする。

2 感染防止の対策を行います。

- (1) 発熱などの症状のある方の入場制限
- (2) 発熱などの症状がある従業員の出勤制限
- (3) 手洗いや手指の消毒の徹底
- (4) 手の触れる場所の消毒
- (5) 従業員のマスクの着用
- (6) 共用の物品などの最小化
- (7) ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
- (8) 鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉
- (9) マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- (10) 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- (11) 通常清掃後、不特性多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒
- (12) 従業員の制服等はこまめに洗濯

3 安全のための設備にします。

- (1) 入口等に消毒設備、体温計の設置
- (2) 共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）、ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします。

- (1) 事前予約や整理券の活用による混雑・行列防止
- (2) 支払い時の密を防ぐため、食券機やキャッシュレス決済機の導入を促進
- (3) 現金、カードの支払い時は、コイントレイ（キャッシュトレイ）を積極的に活用
- (4) メニュー等はこまめに清拭消毒

5 行いません、行わせません。

- (1) 19時以降の酒類の提供
- (2) 飲料の回し飲み、酌等

6 極力制限します。

- (1) 密集しがちな立食形式は制限する。
- (2) 対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します。

- (1) 高齢者や持病のある方への配慮

8 新しい働き方を導入します。

- (1) オンライン会議

9 飲食業として次の取組を行います。

- (1) 換気が行えない個室席は使用しない。
- (2) 大皿等複数人でのシェアする食事を提供する場合は感染症対策を講じる。
- (3) 客が大声にならないよう、店内の音楽等は適切な音量とする。
- (4) レジはビニールカーテン等で遮蔽し、社会的距離をとって並ばせる。
- (5) 店舗入口に、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食を断る旨を掲示する。
- (6) 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示する。
- (7) ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する。
- (8) これらのほか、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会における「外食業の事業継続のためのガイドライン」を遵守する。